

退学について

1. 手続

退学を希望する学生は、次の書類を提出してください。

①「退学願」(所定用紙)

※必ず学生本人および保護者等の自筆・捺印により作成してください。

②「理由書」(書式自由。他大学入学の場合は入学許可書のコピーで代替)

③「学生証」

2. 学費

退学を希望する場合、所定の学費が納入済である事が必要となります。

納めなければならない学費は「退学願」の提出時期により以下のとおり異なります。

「退学願」提出時期	学費支払の義務
4/ 1 ~ 4/14	前年度後期分までが納入済であること。
4/15 ~ 9/30	当年度前期分までが納入済であること。
10/ 1 ~ 3/31	当年度後期分までが納入済であること。

*「退学願」を提出する時期により、支払う義務のない学費振込用紙、口座振替通知書が送付される場合があります。
その場合は、送付された振込用紙等は破棄してください。

*口座振替により学費をお支払いいただいている場合には、退学が承認され次第、速やかに口座振替の解約手続きを銀行等で行ってください。

*退学の承認日によっては、支払う義務のない学費が口座から引き落とされることがあります。その場合は後日返金があります。

3. 再入学

正当な理由により退学を許可された学生が再入学を希望する場合は、退学年度の翌年度から起算して 7 年までの間に限り、年度始めに再入学が許可される場合があります。

退学の種類		許可の可否
任意退学		許可されることがある。
措置退学	所定の在学年数を満了した場合	許可されない。
	学費未納により措置退学とみなされた場合	許可されることがある。
懲戒退学		原則として許可されない。 ※懲戒による退学処分に付された日から起算して 2 年を経過した者からの申し出により、改悛の情が顕著でありかつ成業の見込みがあると認められた場合には、例外的に再入学を許可されることがある。

再入学の可能性、申請手続、再入学が許可された場合の履修方法、学費支払方法等については、
再入学を希望する前年度の 11 月末日迄に学部事務所へお問合せ下さい。

4. その他

- ・奨学金を受給している場合には、奨学課にて所定の手続きをしてください。
- ・Waseda メールアドレスは、正式に退学が承認された後に使用できなくなります。データ移行などの対応が必要な場合は事前にご対応ください。
- ・退学証明書は、正式に退学が承認された後に発行可能となります。
- ・早稲田カードStudents は必ず解約してください。解約手続きは、本人よりお申出いただく必要があります。

以上

早稲田大学法学部学務係
電話:03-3232-4534(直通)